

青森県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			1.5E-1	6.9E+0	7.0
64	エトフェンプロックス	8.7E+0	8.5E+0	2.2E+0	5.3E+0	24.8
117	テブコナゾール				5.4E-1	0.5
139	トラロメリン			2.2E+0	4.1E-1	2.6
140	フェンプロパトリン			1.0E+0		1.0
153	テトラメリン	9.4E+1	4.7E+0	8.4E+1	2.1E-2	182.2
181	ジクロロベンゼン	2.0E+2	1.3E+2			326.5
225	トリクロルホン		4.4E+0			4.4
248	ダイアジノン		4.7E-1			0.5
251	フェニトロチオン		1.2E+2	1.3E+0		117.2
252	フェンチオン	2.1E+0	4.2E+1	2.1E+0		46.6
256	デカン酸				7.9E-1	0.8
350	ペルメリン	1.2E+1	2.4E+1	7.0E+0	1.1E+1	53.4
405	ほう素化合物		4.7E-2	1.9E+1	2.5E-1	19.7
427	カルバリル			7.4E+1		73.6
428	フェノブカルブ			4.8E+1	3.0E+1	77.9
457	ジクロルボス	4.3E+1	4.2E+2			460.7
合 計		3.6E+2	7.5E+2	2.4E+2	5.6E+1	1399.4

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等